

イノベーション促進産学官対話会議
産学官連携深化ワーキンググループ（第2回） 於経済産業省

～本格的な産学連携に向けた秘密情報管理について～

2016年10月13日

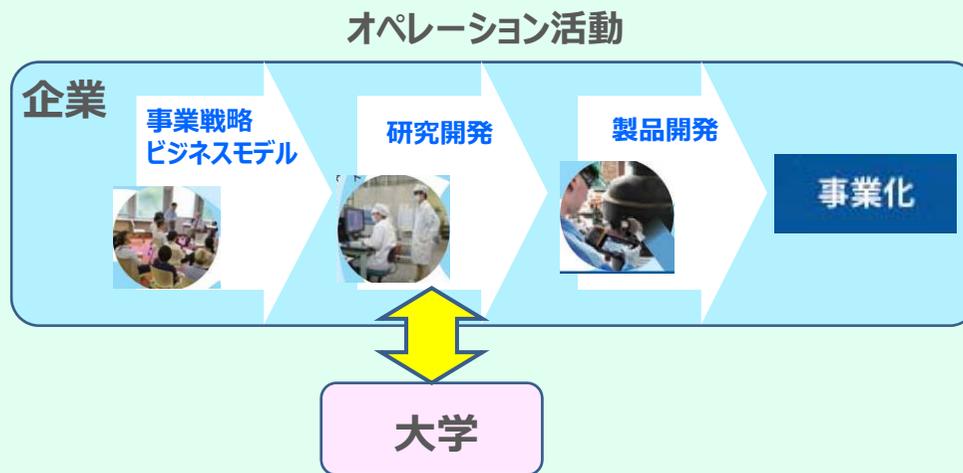
横河電機株式会社
オープンイノベーション室
室長 高木 真人

秘密情報管理の重要性の増大

・オープンイノベーションの進展

・企業でのイノベーション活動の活発化

秘密情報管理は、イノベーション活動においてより重要になる

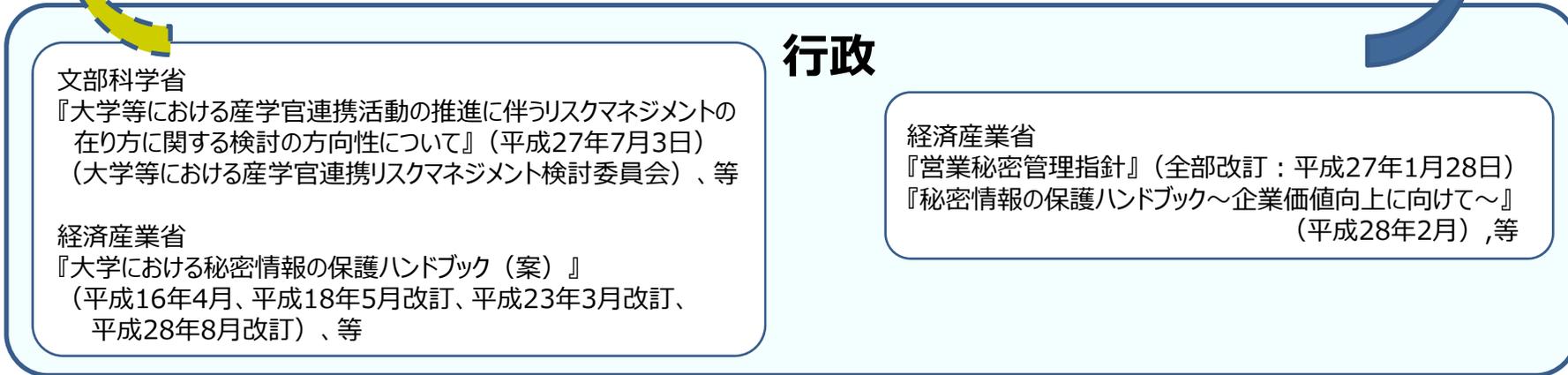
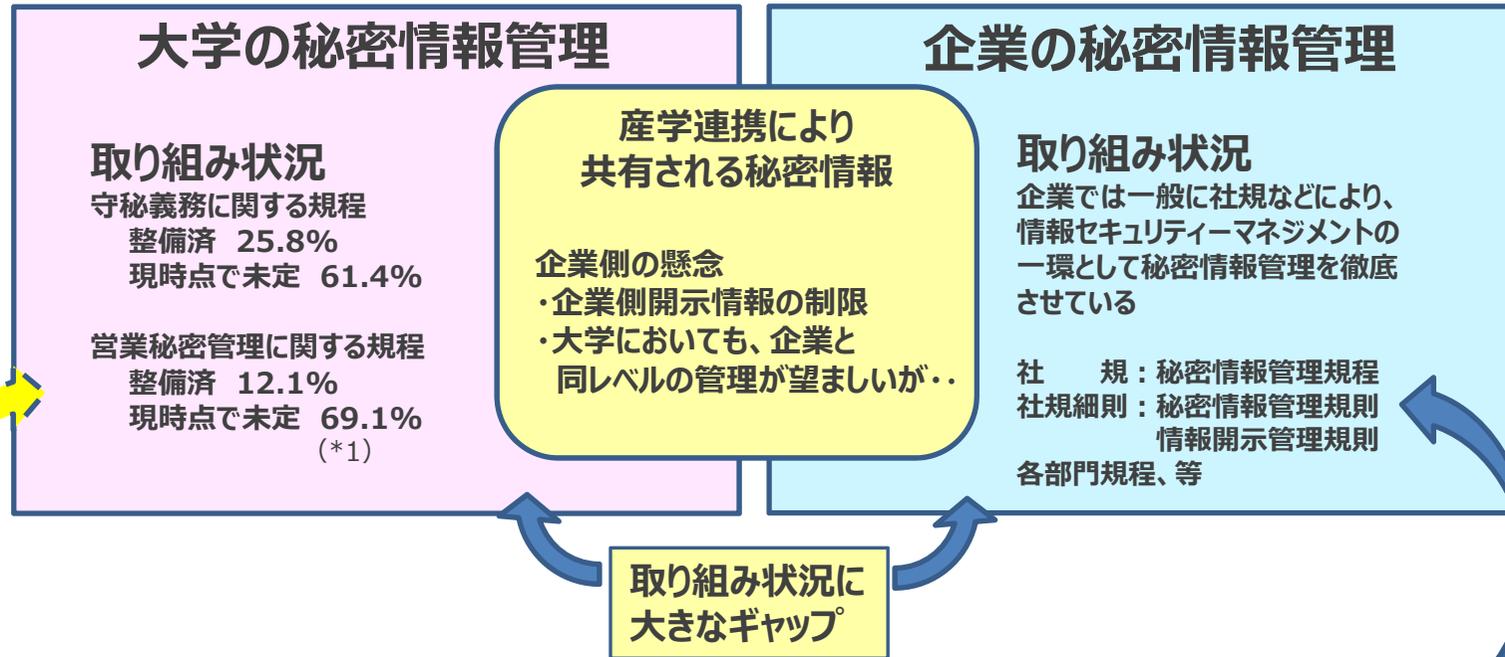


イノベーション活動

横河電機株式会社アニュアルレポート2016より引用



秘密情報管理の状況



(*1) 『平成26年度大学等における産学連携等実施状況について』（文部科学省）

秘密情報管理の検討

大学での秘密情報管理の重要性

大学等が、産業界との連携を強化していく際に、機密性の高い営業秘密情報等の交換が必要となり、研究成果の取扱いも十分に配慮する必要性が高いので、大学等における営業秘密管理の強化も必要不可欠のものとなる。保有する種々の営業秘密情報等についても、求められるレベルに応じて適切に管理することが必要である。大学等が企業等の連携先から信頼を獲得するためにも、技術流出防止マネジメントの在り方は十分に検討する必要がある。

『大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について』より

企業での秘密情報管理の取り組み

『営業秘密管理指針』『秘密情報の保護ハンドブック』等を活用

1. 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定
 - ・企業が保有する情報の評価
企業が保有する情報の全体像の把握
保有する情報の評価
 - ・秘密情報の決定
2. 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化
 - ・秘密情報の分類
 - ・分類に応じた情報漏えい対策の選択
 - ・秘密情報の取扱い方法等に関するルール化
 - ・具体的な情報漏えい対策例
3. 秘密情報の管理に係る社内体制のあり方
 - ・社内体制構築に当たっての基本的な考え方
 - ・各部門の役割分担の例
4. 他社の秘密情報に係る紛争への備え
 - ・自社情報の独自性の立証
 - ・他社の秘密情報の意図しない侵害の防止
 - ・営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止
5. 漏えい事案への対応
 - ・漏えいの兆候の把握及び疑いの確認方法
 - ・初動対応
 - ・責任追及
 - ・証拠の保全・収集

『秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～』より

企業の取り組み例

人・物・IT・組織の観点からの取り組み

【人】情報セキュリティ教育の実施

- ・情報を守るためには、社員一人ひとりの意識が重要。手にした情報をどのように取り扱うか、自ら考え対策を実践できるよう、eラーニングを活用した全社教育を毎年実施、情報セキュリティに関する認識を共有し、知識をアップデート。
- ・より実践的な内容として、標的型攻撃対応に関する教育・訓練や、ワークを取り入れたライン・マネージャ向けの教育を行い、その成果が日頃の情報セキュリティ活動へ反映されているかを情報セキュリティ監査で確認。

【物】わかりやすく、安心に（構内セキュリティ）

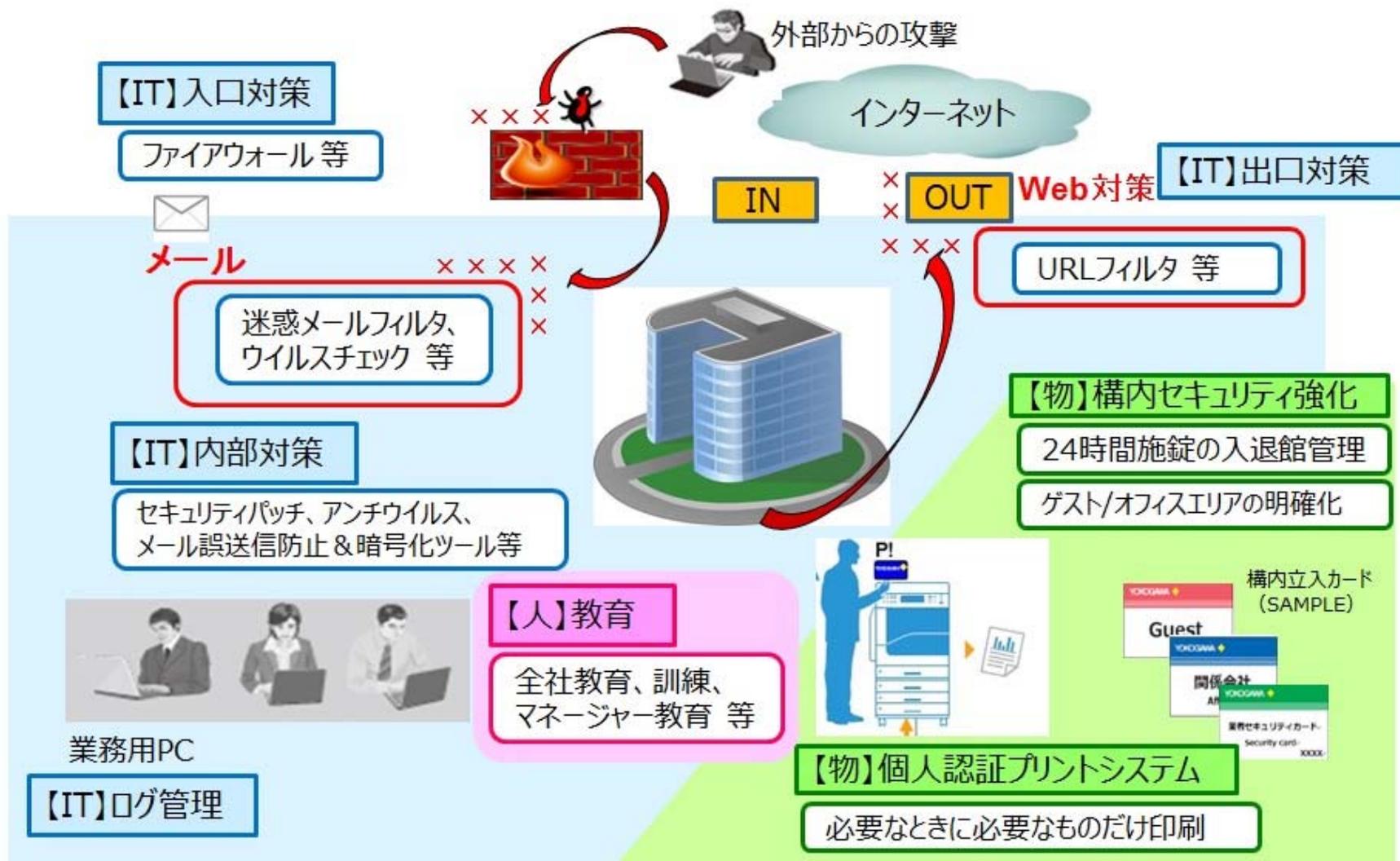
- ・情報セキュリティでは「わかりやすい」ことも大切。社員、来訪者ごとに立入ることのできるエリアを明確にして、来訪者がゲストエリア以外へ立ち入る際は構内立入カードを着用。
- ・オフィスエリアでは24時間施錠の入退館管理で、本社構内の財産・情報資産を保護。
- ・「必要な人が、必要な情報にアクセスできるよう」MPS（Managed Print Service）を導入し、個人認証で必要なときに必要なものだけ印刷することができ、印刷物の置き忘れや混入を防止。

【IT】見えないところで守っていく

- ・情報セキュリティ対策を行っていく上で、何よりも大切なのは「人」。「うっかり漏洩」「知らないから誤用」といった人間の過ちをITの仕組みで守ると共に、外部からのCyber攻撃への備えも多層化して実施。

横河電機株式会社ホームページより引用

企業の取り組み例

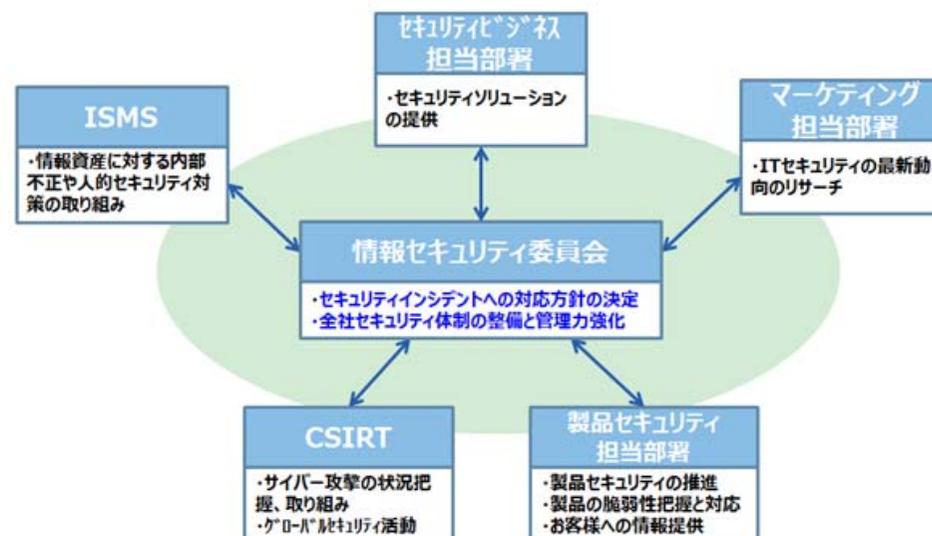
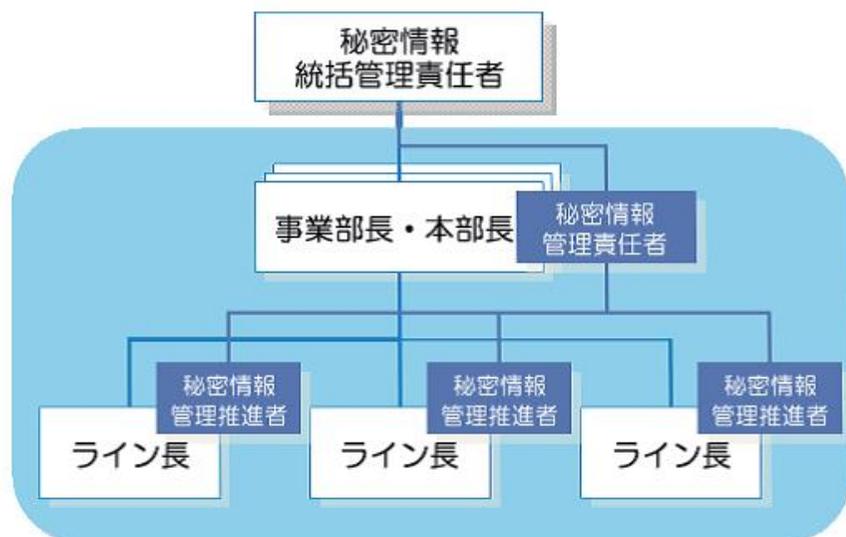


横河電機株式会社ホームページより引用

企業の取り組み例

【組織】

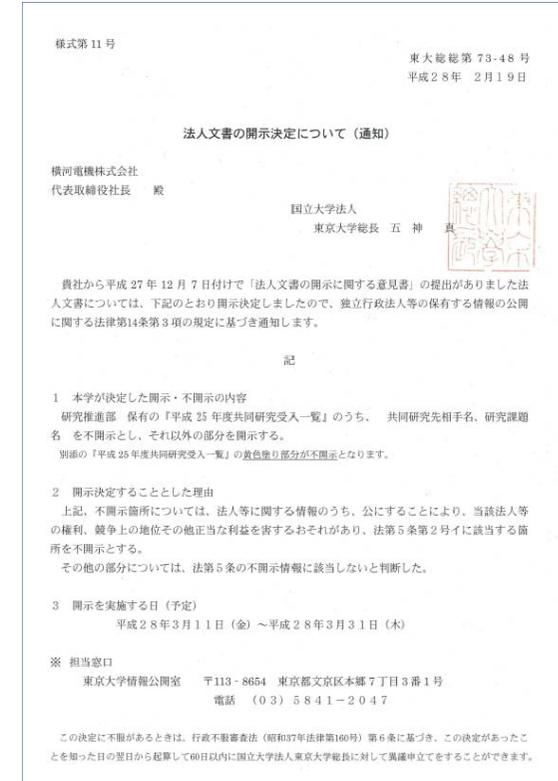
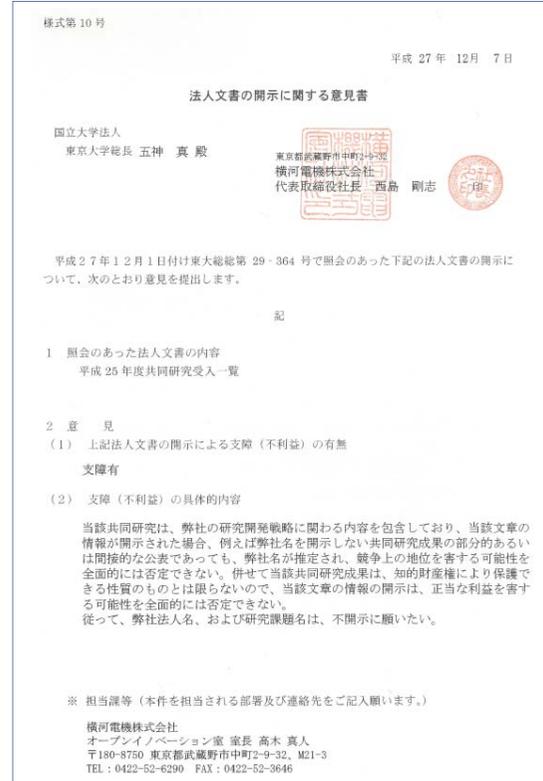
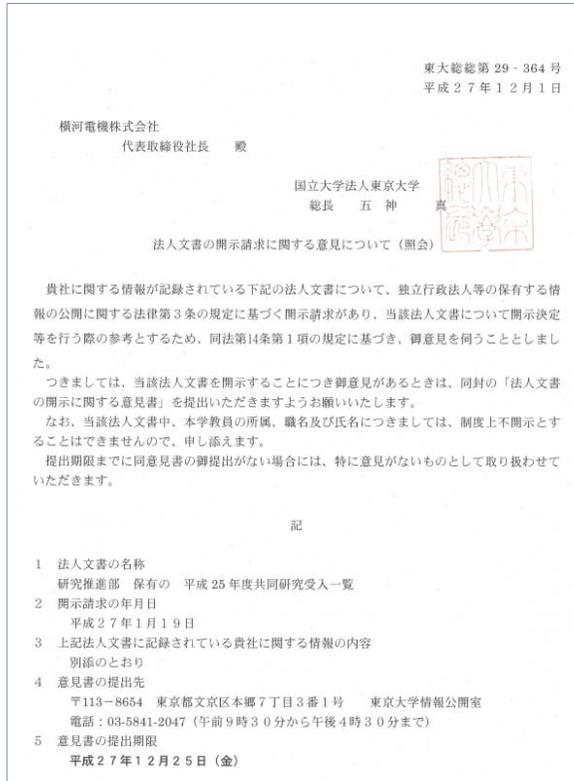
- ・ISO27001の考え方をベースに情報セキュリティ活動を展開し、方針や施策は秘密情報統括管理責任者から各事業部／本部および関係会社に通達。
- ・運用がルール通りに行なわれているか事務局による実地確認などで把握し、必要な改善を実施。
- ・各ラインの情報セキュリティを推進する組織として各事業部・本部・関係会社に情報セキュリティ体制を整備し、円滑な情報セキュリティ推進活動の鍵となってPDCAサイクルを実施。
- ・サイバー攻撃への対応力を高め、お客様が安全、安心に事業活動を継続できるよう、情報セキュリティ委員会を設置。委員会は、製品を含めた各分野のサイバーセキュリティ担当で構成されており、組織の垣根を越えて情報共有や最新動向を把握。



横河電機株式会社ホームページより引用

大学の取り組み例

・共同研究の存在に関する情報保護



大学への第三者からの共同研究受け入れに関する情報の開示請求に関する意見照会
対象となる共同研究契約情報
(大学の) 部局名、研究代表者氏名
共同研究相手先名 (弊社名)、研究課題名
研究期間、受入額

弊社から大学に対し下記 2 項目の不開示の意見提出
共同研究相手先名 (弊社名)、研究課題名

大学から弊社に対し、弊社の意見通り不開示とする旨、通知

大学との取り組み例

・大学キャンパス内の企業ラボラトリー設置・運営

企業がラボラトリーを管理
入室には暗唱番号、専用内線電話設置
大学側の秘密情報管理に対する意識が高い
⇒本格的な産学連携

横河電機遺伝子計測イノベーションラボラトリー

テーマ：DNAチップ検査の基本技術開発



(3) 知の好循環

技術流出防止マネジメント

(営業秘密管理)

- 営業秘密管理は、大学等が組織として営業秘密管理の方針を示した上で、各研究者自身が主体的に取り組むことが重要。大学等組織としては、適切な管理を実践できる環境を整備していく必要。
- 営業秘密管理のためには、秘密管理すべき対象の明確化が必要。
- 大学特有の事情(教育研究の自由、学生の位置づけ)については十分配慮した上で、取組方針を検討することが重要。
- 学生は教育を受ける権利を有していることを前提として、秘密管理を行うための管理の在り方としてベストな手法を検討すべきである。秘密保持に関しては、学生の研究発表や就職のことまで配慮し、産学官連携への関与の在り方等を十分検討する必要がある(例えば、産学官連携活動に参加すること自体にも学生の意思を尊重することや、企業側が求める研究成果の秘匿性のレベル分けに合わせて学生が関与する産学官連携活動の範囲を線引きすること、学生との雇用関係を検討すること等の種々の対応が考えられる)。

「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」より

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に向けて(案)より

ご検討状況

(3) 知の好循環

● 営業秘密管理の具体的対応

大学における秘密情報の保護ハンドブック（案）

- **保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定**
→ これまでに秘密情報を区別して管理するための規程等や体制を整備してこなかった大学を念頭に、自学が保有する情報から秘密情報を決定するまでのステップを紹介
(1) 大学が保有する情報（紙媒体、電子データ、ノウハウ等）の全体像の把握
(2) 保有情報の評価 例) 漏洩時の社会的信用低下による共同研究件数の減少等の観点
(3) 評価の高低に基づく秘密情報の決定
- **秘密情報の分類、情報漏洩対策の選択およびそのルール化**
→ 秘密情報の分類例の説明
例) レベル3：機微情報・入試情報 レベル2：成績情報・進路情報、
 レベル1：教職員出勤簿・出納記録 レベル0：公開情報
・ 大学における5つの漏洩対策とその目的の説明 例) 接近の制御、持ち出しの困難化等
・ 秘密情報の取り扱い方法に関するルール化の考え方
① 大学全体に共通する一定の統一的なルール、② 部署・研究室等の単位ごとの個別対策の策定

● 秘密情報の管理に係る学内体制のあり方

→ 学内体制の整備における基本的な考え方を示しつつ、考えられる学内体制の参考例を提示

例) 「秘密情報管理委員会」

(責任者は、副学長や担当理事等)

部局名(例)	情報管理に関して学内で担当している役割
総務課	・法人文書管理(台帳管理等)
人事課	・教職員を対象とする教育の実施 ・違反を犯した教職員の処分
産学連携本部	・学外機関との秘密保持契約等の雛形整備
情報基盤センター	・学内情報システムとネットワークの管理 ・学内セキュリティポリシーに基づく運用
学内CSIRT	・学内情報セキュリティインシデントへの対応
その他各部局	・自部署で管理する情報の保守

● 秘密情報管理における学生等の扱い

→ 学生等に対してどのような秘密保持の遵守等を求めることが望まれるかといった点について説明

例) 学内研究活動や学外機関等が関与する共同研究等へ学生等を参加させる場合

① 研究活動への学生等の参加の是非の検討(学生のメリットと義務のバランスで検討)

② 秘密保持の遵守等を求める方法の検討

(イ) 学生等を対象とした通則等での指示、(ロ) 秘密保持に関する誓約書の提出

「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(仮称)」の策定に向けて(案)より

最後に

- ・大学における秘密情報管理の確立は、本格的な産学連携、および大学における財源多様化実現のために、早急に対応すべき課題である
- ・何をすべきか見えており、実行のための阻害要因への対応の段階ではないか
- ・大学の秘密情報管理は、企業と同レベルの管理が望ましい
- ・大学組織全体に適応する管理と産学連携に限定する管理の棲み分けは可能か
- ・大学間の温度差が大きいので実施状況のモニタリングは必要ないか
府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用したチェックリストによる取り組み状況のモニタリング等
チェックリストの実施例
「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にもとづく体制整備等の状況
「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にもとづく取組状況
ある程度の透明性（企業では規程そのものが秘密情報）
- ・インセンティブは設定できないか
- ・退職時、転職時の秘密保持誓約

Co-innovating tomorrow™

Thank you for your attention

Co-innovating tomorrow™

イノベーション促進産学官対話会議
産学官連携深化ワーキンググループ（第2回）
Oct 13, 2016 横河電機 オープンイノベーション室 高木真人

13

YOKOGAWA 
Copyright © Yokogawa Electric Corporation